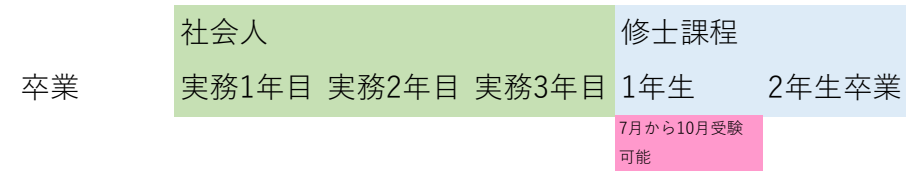
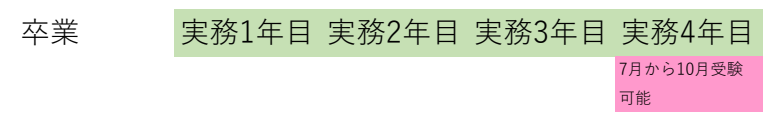


ジェネティックエキスパート認定試験受験資格 202303_ver.3

ケース

1	臨床遺伝専門医のケース（医師、取得済の歯科医師） 1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生卒業	~//~ 基本領域専門医 ~//~	臨床遺伝専門医取得	7月から10月受験可能
2	医学部・歯学部・薬学部卒業後実務経験をした場合 1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生卒業	社会人（臨床医師・歯科医師・薬剤師、教員・研究職など） 実務1年目 実務2年目 実務3年目 実務4年目		7月から10月受験可能
3	医学部・歯学部・薬学部卒業後博士課程（研究のみ）をした場合 1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生卒業	研修医 1年目 2年目	博士課程（研究のみ） 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	社会人（臨床医師・歯科医師・薬剤師、教員・研究職など） 実務1年目 実務2年目 7月から10月受験可能
4	同上		博士課程（社会人大学院あるいは実務有の場合） 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	7月から10月受験可能
5	認定遺伝カウンセラーのケース 認定遺伝カウンセラーの修士終了後のコース 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	社会人 実務1年目 卒業次年度の10月認定遺伝カウンセラー受験12月認定 社会人 実務2年目	認定遺伝カウンセラー取得 7月から10月受験可能
6	認定遺伝カウンセラーのケース 認定遺伝カウンセラーの修士終了後研究のみの博士課程コース	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	社会人 実務1年目 認定遺伝カウンセラー取得 7月から10月受験可能
7	同上	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程（社会人大学院あるいは実務有の場合） 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	認定遺伝カウンセラー取得 7月から10月受験可能
8	その他修士のケース 看護学部・臨床検査関連学部等4年生大学 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	社会人 実務1年目 実務2年目 実務3年目	7月から10月受験可能
9	4年制大学、2年制修士後に3年制博士のケース 4年生大学(学部は問わない。看護学部・臨床検査関連学部等) 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程で研究のみ 1年生 2年生 3年生	社会人 実務1年目 実務2年目 7月から10月受験可能
10	4年制大学、2年制修士後に3年制博士のケース 4年生大学(学部は問わない。看護学部・臨床検査関連学部等) 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程（社会人大学院あるいは実務有の場合） 1年生 2年生 3年生	7月から10月受験可能
11	4年制大学、2年制修士後に4年制博士のケース 4年生大学(学部は問わない。看護学部・臨床検査関連学部等) 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程で研究のみ 1年生 2年生 3年生 4年生	社会人 実務1年目 実務2年目 7月から10月受験可能
12	4年制大学、2年制修士後に4年制博士のケース 4年生大学(学部は問わない。看護学部・臨床検査関連学部等) 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	博士課程（社会人大学院あるいは実務有の場合） 1年生 2年生 3年生 4年生卒業	社会人 実務1年目 実務2年目 7月から10月受験可能
13	3年制あるいは2年制短期大学後に修士のケース 短期大学(学部は問わない。看護学部・臨床検査関連学部等) 1年生 2年生 3年生卒業 1年生 2年生卒業	修士課程 1年生 2年生卒業	社会人 実務1年目 実務2年目 実務3年目 実務1年目 実務2年目 実務3年目	7月から10月受験可能
14	社会人経験のみのケース	社会人		

15 社会人経験後に進学するケース



～//～ いろいろな年数

原則

1. 臨床遺伝専門医を取得している場合は実務経験年数をマイナス3年とする。
2. 修士課程2年を修了している場合は実務経験年数をマイナス1年とする。
3. ただし、修士課程（認定遺伝カウンセラー）を修了し、資格を取得している場合には実務経験年数をマイナス2年とする。
4. 修士課程2年を修了し、さらに博士課程3年あるいは4年を修了している場合は実務経験年数をマイナス2年とする。
5. ただし、認定遺伝カウンセラーを既に取得し、さらに博士課程を修了している場合は実務経験年数をマイナス3年とする。
6. 博士課程大学院生が業務と研究の両方を行っている場合は、実務経験年数としてカウントすることが出来る(例えばメディカルアシスタントとしての病院業務)。
7. 修士課程の社会人大大学院生が行う実務経験も認める。
8. 社会人としての勤務は非常勤であっても認める。
9. ここに記載している実務とはヒトの遺伝子診療（遺伝カウンセリング、体細胞遺伝子検査、遺伝学的検査など）のことを指す。

遺伝子関連検査での実務経験と認められないもの

1. 新型コロナウイルスPCR検査等の病原体遺伝子検査業務
2. NGS検査の営業等、実際の遺伝子関連検査に直接関与していない場合